

# 総務事業常任委員会会議録

令和5年1月18日

忠岡町議会

## 忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和5年1月18日(水) 午前9時59分開会

場 所 委員会室

### 1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	松井 匡仁
〃 副委員長	今奈良幸子
〃 委員	和田 善臣
〃 委員	北村 孝
〃 委員	二家本英生
〃 委員	河野 隆子

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	秘書人事課長	中定 昭博
住民部長	谷野 栄二	住民部次長兼生活環境課長	
			新城 正俊

### 1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

委員長（松井匡仁議員）

おはようございます。定刻となりました。

委員皆様方には、ご多忙のところご参集くださいます、ありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前9時59分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

なお、本日の出席委員は6名全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（松井匡仁議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、10番・今奈良幸子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

開会に先立ち、杉原町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

皆さん、おはようございます。連日、地域エネルギーセンター整備・運営事業の締結に向けての議案でございますけれども、私も再三再四、いろいろなところでお話はさせていただいてるつもりではございますけれども、広域の在り方はどうなったのかというところですね。この辺もよく質問にも出てると思うんですけれども、広域に行った場合に議会の声が聞こえないという点も皆さん考慮願いたいと。委託でしかいけないというルールもありましたように、今現時点とまたかけ離れたような状態で泉北環境へ行った場合には、議会の声が聞こえない、向こうの言うがままに委託料のお金を払っていかなあかんというような状態が続くというのは、これは否めないところでございます。

ましてや、行ったところで、我々残った忠岡のクリーンセンターの整理等々、かなり予算がかさんでくるという点から考えますと、やはりどう考えても今のところでの建て替えを、公民連携で地域エネルギーセンターとしての建て替えが一番の最善の策だということを皆さんご理解いただきまして、また今日、職員のほうからもるる説明をいたしますけれ

ども、ご理解のほどお願いいたしまして、本日の開会のご挨拶とさせていただきます。

本日もよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

1月16日開催の本会議において、本委員会に付託を受けました議案1件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言くださいますようお願いいたします。

また、本日も傍聴にたくさんの方が来られておりますので、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

案件1 令和5年第1回忠岡町議会臨時会付託案件についてを、議題といたします。

委員長（松井匡仁議員）

議案第2号（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結についてを、担当課より説明を求めます。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

それでは、担当課から議案第2号、（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結について、ご説明いたします。なお、説明については、昨日開催されましたごみ処理施設調査特別委員会と同様の説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

本議案については、先日ご配布しています資料1と4にて「事業者からの提案内容の概要」、資料2、3、及び議案第2号資料にて「事業者選定の概要」をご説明させていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。こちらは、先般実施いたしました「（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業に係る公募型プロポーザル」において事業者から提出いただいた企画提案書でございます。このほかにも既定の様式において、処理単価等の提案を頂いたところですが、その算定においては多分に営業上のノウハウを含むということ

でございます。これを公開することにより提案者の競争上の地位、財産権、その他正当な利害を侵害するに相当の理由が認められることから、忠岡町情報公開条例第6条第1号の規定により公開しないこととしておりますので、今回資料としてお示しすることができませんが、ご理解ください。また、この企画書の一部についても同様の理由により墨消しを施しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、1ページをめぐっていただきまして、目次をご覧ください。こちらに記載のとおり、第1章から第6章まで章立てでご提案がございましたが、上から順に重要な点をピックアップしてご説明いたします。

まず、第1章では「提案方針について」ということで、提案事業者の事業遂行能力等について記載がございますが、事業内容に関連する部分としましては8ページの「ポイント2：ごみ処理コストの低減のために」において、焼却施設及び中継施設の外觀イメージと併せて施設計画の考え方が示されております。特徴としましては、焼却施設においてプラットホームやタービン室等は建物内に配置し、炉本体や排ガス処理設備は建物で覆わない仕様ということで、民間発想の効率的な施設計画によって事業コストの縮減を図るということでごございました。

続いて、9ページでは本事業のごみ処理フローが示されておりますが、平均処理量200トン/日の焼却施設と50トン/日のリサイクルセンターを建設し、忠岡町の一般廃棄物については可燃ごみは焼却施設において焼却処理し、それ以外のごみについてはリサイクルセンターで分別処理を行い、可燃物のみ焼却するといったフローとなっております。

続いて、再度目次をご覧ください。第2章においては中継施設運用時と新施設運用時に分けて、それぞれの事業スキームについて記載がございます。中継施設運用時については、資源ごみの分別手法によって、さらに第一段階、第二段階に分けて提案がございました。

まずは、10ページ、11ページをご覧ください。こちらでは、第一段階として令和6年4月から令和9年3月におけるスキームの記載がございますが、既設のし尿処理場と動物炉を解体し、11ページの図（A3図面では38ページ）の点線で囲われたエリアに中継施設を建設し運用するものでございます。この第一段階においては、忠岡町で発生した一般廃棄物のうち、可燃ごみと粗大ごみを中継施設に運び、大型車両にホイールローダー等で一般廃棄物を積み込んで外部処理を行うこととなります。また、それ以外の資源ごみ等については、11ページの点線外の敷地において、現状の運用どおり分別作業の後、外部処理を行うこととなります。また、この間の車両動線等については12ページに記載がございます。

続いて、12ページから14ページでは、第二段階として令和9年4月から令和15年3月におけるスキームが示されておりますが、13ページの図（A3図面では42ページ）のとおり、この期間においては中継施設内に資源ごみ処理施設を設置し、資源ごみに

についても中継施設において受入れを行い、分別の後、外部処理を行うこととなります。14ページから17ページにおいては、第一段階及び第二段階における外部処理について、提案者の有する処理施設の能力などについて示されております。

続いて、18ページから24ページでは、既存施設の解体と新施設の建設について記載がございますが、令和11年4月から令和15年3月と先ほどの中継第二段階の後半に重なる期間において、既存施設の解体と新施設の建設を行うということでございます。この期間では、まず既存のごみ処理施設、管理棟、破砕機、ペットボトル減容施設、リサイクルセンターを解体撤去し、その後、新施設と附帯施設を建設するものとされております。また、新施設の建設とともに整備する附帯施設は、トラックスケール、管理室、管理棟を予定しているということでありまして、これと並行して中継施設内においても粗大ごみ破砕施設を追加設置するものでございます。

これらを建設、設置後の図面や施設能力等については、19ページ（A3図面では46ページ）に記載がございますが、処理能力220トン/日の1炉構成の提案でありました。1炉構成の場合、トラブル等により施設が停止した場合の対応が求められますが、こちらについても同ページ下部に記載がございますが、停止期間については産業系の廃棄物の受入れを中断し、町の一般廃棄物についてはピット貯留の上、提案者の有する施設において外部処理を行うことで一般廃棄物の処理を継続させるとしており、また、その原因がSPCの責めに帰するものであった場合は、その時点の新施設への委託費以外の追加料金は発生しないということでございます。

また、炉の処理方式はストーカ式とされておりますが、続く20ページにおいてストーカ式の選定理由について記載がございますが、プラスチック資源循環促進法が施行され、今後、焼却処理される廃プラスチック量は減少が想定されており、それに伴って、焼却施設に投入される廃棄物の熱量も下がっていくと考えられることや、本事業で投入される産業系廃棄物は一般廃棄物と同様性状のものを想定していることなどから一般廃棄物処理施設で多く導入実績のあるストーカ式を選択したものであるということでございます。そのほか、炉や破砕設備の詳細説明は21ページから24ページにおいて記載されております。

続いて、25ページから26ページにかけて、令和15年4月から令和45年3月までを想定している新施設の稼働期間の対応について示されておりますが、26ページでは新施設に供給することを予定している産廃物の種類と対象物の事例が記載されておりますが、いずれも建設現場から排出されるようなもの、また、家庭から燃えるごみとして排出されるものに含まれているような日用品や食品と同様の性状の廃棄物が想定されており、忠岡町が認めたものを受け入れる旨の記載がございます。

また、26ページ下部には、新施設の稼働停止後の対応について記載がございますが、事業用地は町からの借地となることから、新施設稼働停止後においては、解体撤去して更地返却する旨、またその費用についてはSPCにおいて資産除去債務として計上する旨が

記載されております。

続いて、27ページから30ページにおいては「第3章 地域貢献に対するビジョン」として章立てされておりました。27ページでは主に熱エネルギーの回収・活用について触れられておりますが、新施設で発電した電力は、現在の制度上、全てがCO<sub>2</sub>排出係数ゼロの電気、つまり非化石エネルギーとして取り扱われ、そのうちバイオマス由来の電力は再生可能エネルギーとして取り扱われます。また、電力の地産地消に取り組む旨も記載されており、具体的なスキームとしては図にも示されております「地域新電力会社の活用」を初めとして、「自己託送制度の活用」や「自営線の活用」等が考えられるものとしており、新施設の稼働開始までの期間に国による電気事業制度の見直しや民間企業の新たなサービスの提供を踏まえて、町との協議の上、最適な選択を提案するものとされております。

また、27ページ、28ページにまたがって「地元雇用、地元経済への貢献」の考え方が示されておりますが、雇用による経済貢献を初めとして、近隣の企業における廃棄物処分コストの低減に資する可能性が示されております。さらに、町としては借地料及び固定資産税・法人町民税の収入が発生することとなっております。

続いて、28ページ、29ページにまたがって周辺環境への貢献について示されておりますが、騒音・振動・粉じんの規制基準を満たすことができるよう、散水設備等の設置を行う旨が記載されております。また、臭気に対する対策としては、散水設備で噴霧する水に消臭薬剤を添加するほか、中継施設内を局所吸引し、活性炭を用いた脱臭装置にて脱臭を行う旨が示されております。また、新施設の排ガスについては、国の規制基準を満たした上で、大阪府環境影響評価条例の手続を通じて、上乘せする基準値を設定する旨が示されております。

続いて、その下、「地球環境への貢献」においては、平成31年3月29日に環境省から発出された「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」においても、気候変動対策推進のための、焼却施設の大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域エネルギーセンターとして周辺施設などにエネルギーを供給することが望まれるとされていること。また、その方法として、民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託して施設の集約化を図ることも例示されていることから、本提案は国の示す方向性に沿ったものである旨が記載されております。また、漂着ごみについても、町や府からの要請があった場合は積極的に受入れを行うものとしております。

続く30ページにおいては、「災害廃棄物に対する対応」ということで、災害発生時は産業系廃棄物の受入れに優先して災害廃棄物の受入れを行い、迅速な処理を行うということでありまして、さきのページにもありました破砕機についても、災害廃棄物に対応可能な処理能力を有するものを選定するというところでございます。

続いて、31ページ、32ページでは「第4章 その他独自提案事項」という章立てとなっておりますが、31ページ上段では基本協定締結後の官民協議体制ということで、中継施設運用開始までのスケジュールがタイトであることから、基本協定締結後速やかに町と事業者の間で協議体を立ち上げて、情報共有などを図ることとしており、その後の許認可手続や気候変動対策等に関する参考意見を頂く観点から、大阪府や環境省にも会議体へのオブザーバ参加を打診する旨の記載がございます。

続いて、下段では事業を進める上でのモニタリング体制について記載がございますが、地域住民・地元企業・地元団体などを含めた図に示すような協議体の設置について提案がございました。また、ここで示される協議体については、実際に運用する場合には相当の専門性が必要であり、大きな事務量が発生することが想定されることから、次のページに示す産業系廃棄物の受入れに係る搬入協力金を設定し、財源を確保し、運営コストを創出してはどうかという提案もございました。

搬入協力金については、32ページ上段において、他市事例を参照し、受入れ廃棄物1トン当たり1,000円の負担金を徴収する制度の創設についてご提案がございました。

続いて、下段では既存施設の解体費の考え方について示されております。解体費の見積りについては冒頭の理由により墨消しとさせていただいておりますが、一般的な公共工事による場合と比較すると億単位で少ない額の提示でありました。これの町負担については、中継施設建設に係る解体部分と新施設の建設に係る解体部分に分けて記載がございましたが、いずれも運用期間における可燃ごみの外部処理単価に解体費相当分を上乗せするという考え方でございました。

続いて、33ページでは事業実施体制について記載がございますが、事業者選定の概要の資料に記載のとおり、代表企業は大栄環境株式会社であり、SPCが必要とする資金調達責任を負うとともに、外部処理を含む本事業の全てを統括するものでありまして、構成企業Aは三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社であり、新施設に係る設計・建設についてのみプラントメーカーとして担当するものであり、構成企業Bは有限会社松和メンテナンスであり、中継施設及び新施設の運営について担当するものとして提案がなされました。

また、34ページにおいては、これまでのページに記載のあった内容について時系列としてまとめられております。

以上、事業者提案の内容について簡単にご説明させていただきました。冒頭申し上げましたとおり、提案単価については非公開とさせていただいておりますが、資料4において企画提案単価に基づく費用想定をお示ししております。事業者提案においては、ごみの種類ごとに中継期間と新施設期間に分けて単価をお示しいただいておりますので、本費用想定においては種類別のごみ量に当該単価を乗じたものを合計して表示しております。費用想定は、左から順に「令和4年9月13日の特別委員会での費用想定」、「企画提案単価



に基づく費用想定」をお示ししておりまして、9月13日の費用想定には解体費を含んでおりませんので、左側2つが比較対象になろうかと考えております。提案単価ベースかつ解体費を含まない想定では、新施設運営期間の委託処理費用が30年間トータルで50億55万円、中継期間中の外部処理委託費が9年間トータルで22億5,222万3,000円となり、表中Aに記載の令和6年度から令和44年度までの町負担費用合計は72億5,277万3,000円、これを事業期間で割り戻したBの年間平均町負担費用は1億8,596万9,000円、Cの処理トン当たり町負担費用についてはトン当たり3万5,000円となります。

また、特記事項に記載のとおり、本費用想定は、ごみ処理費、運搬費、積替え費で構成されており、ごみ中継処理期間は、別途搬入先自治体への協力金、光熱水費、既存施設管理費、電話使用料、処理困難物処理費用などが必要となります。なお、資源ごみ処理については、令和6年度は従来の方式で処理を行い、後の年度、SPCに委託していく流れとなります。

一方、収入想定については、事業者提案においてもトン当たり1,000円とありましたので、9月13日の想定から変化なしとしておりまして、4,838万4,000円と想定しております。

以上、費用面については別資料でのご説明となりましたが、これまでの説明のとおり提案を受けたところであります。本提案の内容については、忠岡町一般廃棄物処理公民連携事業者選定委員会において、資料3の評価基準に基づいて評価いただきまして、選定委員会の委員については、資料2のとおりでございます。また、事業者選定の概要につきましては、議案第2号資料に記載のとおり、今回3社から構成される1グループから参加表明を受けまして、町による資格審査を実施いたしました。いずれの事業者においても参加資格を充足する結果となったことから、経営状況・見積額等について町による書類審査を実施いたしました。結果としましては、グループで70点満点中65.5点でありました。続く提案審査においては、先ほども申し上げましたとおり、選定委員会において評価を行った結果、100点満点中73.2点という結果でありました。最終評価は、書類審査及び提案審査の得点を合計し、170点満点中138.7点という結果でありまして、(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業審査基準書5-(4)の規定により、総合評価点が配点の70%を超えていたことから、優先交渉権者として確定いたしました。

これについて、第1回臨時会において本優先交渉権者との協定締結について追加議案として上程させていただいた次第でございます。本協定は、一般廃棄物の処理に当たって公民連携による事業方式として、一般廃棄物中継施設及び(仮称)地域エネルギーセンターを整備し運営する事業の円滑な実施に向けた連携・協力事項等を定めたものでございまして、本協定締結後は、事業者提案にもございましたが、官民の協議体を設けて中継施設実施協定及び新施設実施協定に向けて詳細の協議を実施する運びとなります。

なお、今回締結する（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定につきましては、議案書（追加分）の3ページから6ページに記載しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

説明は、以上のとおりです。

それでは、ご質疑をお受けいたします。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

一番最初に町長から、住民の方から広域で進めていたのに、今回、広域をなしにして、公民連携方式へ進んでいくということ、今回こういう形で示されていると思います。住民の中にやっぱり公民連携方式に行く理由、広域化をやめる理由というのがはっきり分かっていない。そういった中で、何で公民連携方式へかじを切ったんかという声が結構多いところなんです。

先ほど、冒頭で町長がおっしゃってた理由、議会の声が届かないとか、委託にしか行けないとか、クリーンセンターの整備に費用がかかるとか、そういうことをおっしゃっていましたが、まず1点、委託に行けない理由は何かございますでしょうか。委託にしかいけない理由です。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

これは泉北環境のほうで、議会でそういうふうにルールが決まってるんで、そういうことになってます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

議会のルールで決まってるということなんですけども、私たちが昨年年末ですね、共産党議員団のほうで泉北環境の方の事務方とちょっとお話しさせてもらったときに、広域に向けての忠岡町と協議は、かつてしていたと。で、まず、向こうの方もおっしゃられてたのは、いきなり事務組合に入るのではなくて、委託をまず、ごみを焼いてもらうことは可能ではないのかと。そちらのほうからまず進めていかないといけないと。ただ、住民との協定があるみたいで、12個の町会ですかね、そちらのほうと協定書を結んでるので、忠岡さんがもし入ってこられるのであれば、そちらのほうに説得に行かなければならない。それについては協力させてもらうということもお伺いしたんですね。

そういった中で、忠岡町はその広域化について何かはなから行かないような感じにはなってるみたいなんですけども、そういったところの広域、泉北環境との協議って、どのよ

うな形で進められていたんでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

何回も繰り返しのお話になりますけれども、その時間と年数というのがはっきりしませんからね。そやから、いつどの時点で広域に対して我々が本参加できるんかとかいうところの不透明が多いというのも、これも事実でございます。それによってずっとずっと、言葉は悪いですけど、生殺しで委託費を払ってですよ、ある日突然、新炉建設とか言われても、予算がもちませんわね。それで、例えば大きな炉を建てましたというところで、大きな額が出てくるというようなところが、不透明なところがたくさんあります。その不安定さがやっぱりその要因の1つになってます。

その点を踏まえた上で、かじをとったのは、こちらのほうが明朗で、しっかりと追い金なしというんですか、整備費はかからない。今までのこの二家本委員が議員になってからも分かってますように、突然のように整備費がかかるとかいうような形で今に至ってるわけでございますので、その辺を踏まえた場合に、私としましても忠岡町の未来のことを考えますと、めり張りをつけた中で、このクリーンセンターばかりにエネルギーを使われてみませんので、ほかの地域のため、少子・高齢化、いろんな問題抱えてます。早くそちらのほうにかじをとりたいという意味でも、この方式で行きたいというのが私の熱意でございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

杉原町長の思いは分かりました。しかし、ごみを焼くというのはやっぱり行政の仕事であって、そのごみを焼くのを広域にするのか、公民連携で焼いてもらうのかというのは、忠岡町が決めることだと思うんですけども、ただしやっぱり家庭から出てくるごみに対して、行政が責任を持たないといけないと思います。

そういった中で、向こうの泉北環境のほうで話を進めていく中で、どうしても住民合意を取る必要があるんで、向こうの方の住民合意を取る必要があるんで、時間がかかるのは分かります。それが不透明な中で、今後、新炉を建てたときに、委託のままで入ってしまうと、たくさん費用も、負担というのも分かります。ただ、やっぱりごみというのは、広域化で公共の立場で一緒になって考えて、ごみを減量化していく、ごみを焼いていくというのを一緒に考えていかないといけないところではあります。そういった中で、時間がかかるかもしれませんが、向こうの泉北環境の方も住民の合意については一緒になって合意を取るように努力すると言ってますし、それがずうっと委託で続いていくわけではなくて、事務組合に入ればそれだけの国の補助金も受けれますし、交付金も受けれるので、そ

のクリーンセンターをつぶすときでも、同時に施設の除去を進めていけば、クリーンセンターをつぶすときの補助金もそれで下りるようなことは聞いています。そういったことで費用負担というのは減らすことができると思うんです。

そのことで、広域化は時間がかかるかもしれませんが、今すぐという問題ではなくて、やはり住民が広域化ということをもうずうっと頭に思ってて、杉原町長のほうもクリーンセンターの広域化ということを選挙に掲げて戦ってきたわけですから、そのことに対してまず住民のほうにきちんと説明しなければならないと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

それは住民説明会でも述べてきたつもりでございますし、何も公約違反とか、そういうことは何も私自身は思っておりません。というのも、今言うように、不透明なところにかじをとりたくないというのが本当の原因でございます、というて、あまり相手方さんのイメージの悪いことをこの場では述べたくはないんですけども、10年後とか、ちょっと延命をしながらとかいう中でですね、3市のほうの議会のお話合いと、我々本町におけるクリーンセンターへの熱意というのは、皆さんもご存じのように、議会も交えてこういうふうなお話の中で前へ前へ進んでいます、泉北環境の場合は、議会から選出された中でですね、一部事務組合という組合の中でのお話が進んでる中で、その中では右往左往してしまっていて、二転三転ということもありますので、先ほども、言葉が悪いように生殺しというのがもう往々に目に見えてくるんじゃないかなというところがあります。

というのは、新炉建設で、またA地点かB地点か知りませんが、新炉建設の場合には、ある市に当たっては経費が2億ほど余計かかるというようなところで、その市の中では議会の中で今後の広域の在り方という考え方というようなことで、いろいろ議論が錯綜してるみたいですし、そういう不透明なところに、我々ごみの問題でそういう遠い高石か堺か分からんようなところの施設まで持って行って、果たしてこれ、住民さん喜んでくれるのかなというのも我々心の中にもありました。年末年始の問題、粗大ごみの問題、いろんな問題でですね、我々忠岡の場合は近くで何でも処理できるというこの利便性があるというのが、住民さん皆分かってくれてますので、その辺も踏まえて、それに一番値するように、条件でいい条件をとる中で、こういう方向に進んでいるということをご理解お願いしたいと思います。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

泉北環境のほうが、まだ議会のほうも不透明、これからの先行きも不透明ということで、そういったことは分かります。そしたら今回、この公民連携方式の事業について、今の段階でどういう事業が行われるのか、どういう内容というのがあるのか、それが昨日の特別委員会でもありましたけども、やっぱりどういうごみを焼くのか、トラックの搬入台数がどれだけ来るのか、あと、環境の問題、そういったことがこれから協議で決めていくということをおっしゃってます。

ここの提案の中にも書いてましたけど、事業者からも、現在タイトなスケジュールであるということは、事業者もそれは認めているわけです。そういった中で、この公民連携方式を、今これを結ぶというのは、これを一旦結んでしまえば、もう後戻りはできないということですね。これから実施協定とかは、もう議会にかけられることなく、忠岡町と事業者のほうで契約を結んでいくということになるので、住民の声も届かなくなる可能性が高いです。そういったのも、現段階の中で新しい公民連携方式では不透明なところも多いです。不透明なところで言えば、お互い同じような感じになってきます。

そういった中で、今の公民連携方式を早急に決めてしまう、この議会で協定書についての締結をしてしまうのは、まだまだ住民が分からない中で決めていくのは、ちょっとまだ時期尚早だと思います。もっと住民の議論の中で、これはこうやな、ああやなという議論があったときに、それである程度詳細が分かって、忠岡町からもきちんとした説明があったときに、初めて住民が「こういうものを造っていくんやな」というのがあって、それに対して、これはいいもの、これは駄目なものというのはまだ分かるんですけども、今何も分からない状態で公民連携方式に進んでいくというのは、ちょっとおかしな、時期も早過ぎると思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

二家本委員が言ってるのと全く真逆でして、私、今現時点でも議会の声が、うちの現施設でも声が届いていない。ましてや委託でいったら、広域に行っても声が聞こえない。今回の場合はですね、まだ時間があるわけですね、建設までに。その間にですね、しっかりと皆さんにお示ししながら、忠岡町の声、意見が通るように、不透明じゃなしに透明感を持ってしっかりと説明をしていくというのは、今回の場合はしっかりと説明できますよ。

ただ、先ほどから言うてるように、広域でも声は聞こえない、議会の声は反映できない。今現時点の長期包括でも、何の議会の声も通ってない、職員も口を出せないというのが今の現状ですやん。これから起こることというのは、それも踏まえて、これまでのやっけることが駄目だから、こういうふうにやっていきましょう、ああいうふうにやっていきましょうというのが今後のやり方でありまして、今言うてるのは、今までの答えを二家本委員が言うてくれてるだけであって、そういう悪い結果にならないように、このスパンの

間、積替え施設を持ちながら、あとはしっかりといろいろな段階に立ち向かって、住民の合意を求めるような状態で我々は進んでいくというようになってますので、全く真逆だと私は思っております。

以上です。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

間逆というよりも、今の段階でこの公民連携協定の方式を結ぶと、住民の声というのが、先ほど協議体とか設けて住民の声を聞いていくとあったんですけども、その声が新事業というか、そちらのほうに届くかどうかですよね。だから、例えば環境面について、ちょっと住民の方からも心配の声があるんですけども、子どもを持ったお母さんが、やっぱりぜんそくとかにかかるのが怖いと。そういった不安の声というのが、今現時点で起こってるんですね。特に国の基準とかと言ってても、国の基準があるのにぜんそくの患者が少なくなっていないというのは、結局、国の基準というのは緩い基準なんです。WHOに比べても日本の基準というのは緩い基準になっているので、そういった大気汚染に対する健康被害とかというのなかなか少なくなっていくかない。だから、そういった基準に合わせてやっていくのであれば、これからそういう心配されるお母さんも当然いらっしゃいますし、そういったところも分からないまま、基準も国基準でいきますよと言ってても、そういった心配される場所があるので、なかなかこのことにはあまり、焼却炉を持つてくるのは反対やという意見もあるんで、やっぱりそういった住民の声をきちんと拾った上で、こういう事業というのは進めていかないといけないと思うんですね。

費用面、財政面に関して言えば、それは公民連携方式のほうが有利になるかもしれませんが。ただ、住民が思っている環境というのはお金に代えられないものなんです。お金に代えられないものを、環境を守っていくということを、やっぱり行政の責任でやっていかないといけないところはあるんですけども、そういうことが今の段階でははっきり分からないという、これから実施協定とか結んでいく中で細かく説明していくと言っているんですけども、実際今後どうなっていくのかというのがまだ不透明なところが多いと思います。

その中で、今回のこの時期に公民連携協定の協定書を結ぶのは、やはりちょっと早過ぎるんじゃないかと思います。その辺については、住民の声もきっちり聞いていただいて、今後、進んでいくのも結構かもしれませんが、ちゃんと住民の声を、時間的に少ないかもしれませんが。ただ、住民の声をまず聞いた上で進んでいかないと、やはりこの事業というのはなかなか住民には受け入れられないところも多分にあると思います。だか

ら、きちんとそういうのをちゃんとした上で協定書を結んでいくという努力がやっぱり行政に必要ではないでしょうか。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

何度も繰り返しになりますけどね、逆算したらこの方法で時期尚早というよりも、令和6年で一旦この15年の長期包括が済む、14年のが済むという中で、ここでヨーイドンでスタートささんと、前へ進みませんがな、何かにつけてもね。

というのもありますし、二家本議員の言うてるように、それは私、忠岡町を愛する心というのは、あなたより私、数十倍持ってますよ。誰も住民を苦しめるためにこの方法を考えてるのと違います。今後の未来永劫の忠岡町はどないなっていくんやという中において、全体的な判断でこれを前へ進めてますので、急に、その言うたところで、環境問題どうのこうの。

あのね、環境問題を言うてきたら、忠岡のごみを向こうへ持っていったら、今度、向こうの人らはごみが増えるんですよ。そしたら、向こうの人らの言葉と心を持ってるんですか。向こうへ持っていったらええちゅうような問題でもありませんよ。先ほどから言うてる、それ、整合性ありませんや。自分とこのごみは自分とこで処理しなさいと言われてるやつ、広域で向こうへ持って行って、向こうのごみ量が増えて、それでいいんですか。

じゃないですよ。忠岡で処理したらよろしいやんというような形の中で、その中で環境面も考慮しながらというような説明もしてるように、やりながら、環境アセスの問題でもそうです。全てグローバルに考えて、考えて考えた末の下でこれを考えてますので、どうぞご理解お願いしたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほど忠岡町のごみを広域に持っていったら、向こうに迷惑がかかるんじゃないかということがありましたけど、そうではないんです。そうではなくて、そうなることによってごみを減量化していくこと、それをみんなで考えていくというのが、公共の役割だと思うんです。

実際に浜手に200トン、今回220トンですかね、の炉が来ると言ってますけども、じゃあ一部の住民から言われるのは、そこで200トンの炉ができるから、忠岡町は別にごみを何でもほかしていいんやと、そういった話もちょっと聞こえてくるんです。そういった住民の気持ちにならないためには、やっぱり行政がきちんとごみの減量化を公共で考

えていく、そういうのもやっぱり必要ではないんですか。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

まず、ごみの減量化というのは、当然ながら我々の責務でもありますし、本年策定の基本計画においても、その方策について調査、検討して、実行はしてまいりたいというところであります。

ただし、可燃ごみがなくなることはございません。減量化してもですね、もちろん総量を減らすということの努力はしなければいけませんけども、可燃ごみがなくなるという事実はご認識いただきたいと思います。ですから、今、20トンとか言ってるところが、努力によって18トンとか17トンとかになるかもしれませんけども、人口減少もありますのでね。それがなくなるということとはございません。そこはご認識いただきたいと思います。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それは、ごみを当然減らしていくのは当たり前のことだと思っておりますので、別に今それを言われても、私たちもそれは認識してますし、可燃ごみなんで、人間が生活していく上では当然ごみは出ると思っております。やっぱりそのごみの使い方、ごみは出るものはしょうがないんですけども、今回この事業の中でサーマルリサイクルとか言ってるじゃないですか。いろんなごみの分別することによって、ごみの量も減らせますし、ただ、そういったことを行政が中心となってやっていくというのが本来の形だと思うんです。多分それも考えてらっしゃると思いますけども。

それで、新浜の地先にあの産業廃棄物の焼却炉200トンも来ると、やっぱり住民の意識がちょっとそういうふうにはなかなか向きにくいんじゃないかというのも1つ懸念材料ではあるんですね。忠岡町が分別、ごみの減量化に向けてきちんと分別を依頼したとしても、どうせそこで焼くんやから一緒やんとか言われたら、どうしてもその分に関しては何もごみの減量化につながらないというのが一部の住民の方にはあるんです、やっぱり。だから、そういった意識をちょっと考えていかなければいけないというのがあるので、だから産業廃棄物の処理場を今すぐ決めるんじゃないなくて、ごみの減量化の問題もそうです、住民と一緒にってごみ施設の処理の在り方というのをやっぱり考えていかなければならな



い。そのために、今回の11月の住民説明会の中では、ごみの減量化というのも説明会にうたってたと思うんですけども、それについては一切質問もできなかった状態なので、忠岡町としたらごみの減量化をどう考えているんやろうというのもちょっとあるんですよ。

だから、そのごみの減量化の説明会だけじゃなくて、どちらかというと今回のごみの処理方式の話が中心になってしまって、ごみの減量化に向けて忠岡町がどこまで真剣に考えているのかというのを、それが何かうやむやになった感じがあるので、その町の進め方がちょっと今回の説明会とかもどうかなと僕は思ってますけど、その点についてはどうでしょう。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

ごみの減量化ということで、今、二家本議員からおっしゃっている言葉なんですけども、実際のところ今回お示ししているこの事業というのは、ごみが減量すれば、減れば減るだけその費用というのはかからないようなシステムになっております。

例えば、泉北環境に仮に持っていくような事業になったとしてもですね、忠岡町だけごみが減ったからといって、その委託料が減っていくわけでもございません。こちらのほうの事業につきましては、忠岡町が出すごみ、こちらについては量に応じてお金を支払うということになってますので、忠岡町が、私たちもそのような施策、基本計画に基づいて、町民の皆様にごみを減らしていただくという努力をしてですね、やればやるほど事業費というのが低くなるという制度になってますので、その辺のほうはご理解ください。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

泉北環境にごみを持っていく場合って、委託であっても多分ごみの量によって委託の料金、変わってくると思うんですね。忠岡町のごみ、例えば1億とか2億とかで固定で焼くというわけじゃないと思うんです。それが一部事務組合に入ったとしても、向こうの条例が定められていますけども、搬入割ということで、ごみの種類の料金って変わってくると思います。だから、何も今回、公民連携方式がそのごみの量によって金額が減るというのじゃなくて、それは別に広域に行っても、ごみを減量化させていったら、当然、分担金と言うんですかね、向こうやったら、分担金の金額も減っていくと。ただ、そのごみの減量化が、別に広域であろうが公民連携であろうが、減量化すればするほど委託料が減ってい

くというのは、それはどちらでも一緒なんですね。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

広域の場合の費用ですけども、お調べになられたかと思えますけども、搬入量にかかる費用と、それと施設の維持管理にかかる費用、その2つの合算になってます。ですから、委員おっしゃるように、ごみが減れば多少金額は下がりますけども、それよりもはるかに施設を維持管理していくというベースの費用のほうが大きいんですね。

今回の公民連携事業というのは、単に総量が減れば、その分だけ、がさっと減ります。そうした意味では、ごみの減量に係る効果額というのは大きく違ってくるということをちょっとご理解いただきたいなと思います。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ちょっとあまりこれですずっと議論するのもあれなんですけど、その搬入、建設費の分担金って多分あると思うんですけど、それも一部事務組合に入ると、当然国の補助金も受けられますので、全額払う必要もないんですよ。

それは、委託だから受けられないところは、一部事務組合に入ると当然泉北環境のほうで国庫補助金が下りますので、それで残った分担金が各市町村に分けられるといった仕組みになっていると思うんです。ただ、それなので、例えば向こうの泉北環境のほうで何か事業をしました。そしたら国の事業になりますので、全体の半額は国が補助します。残りの半額を国の分担金にします。その際は債権、債務を使いますというので、それほどの負担は大きくはないと思うんです。だからそれを、そういうこともあるので、泉北環境に入ること、あくまで企業の負担だけのことですけども、というのも、何も公民連携へいって安くなるというわけではなくて、広域のほうでも広域のほうの方の努力もして、できるだけ安くするという努力もしてますので、そういった費用負担についてはもっと考えていくべきやと思っています。

これ以上言ってもあれなんで、ちょっと1回止めます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今のやり取りの中で、町長が二家本委員より忠岡町を愛する気持ちは大きいということをおっしゃいましたが、それは町長の思いであって、この委員会の中でそういうことを言うというのは大変失礼なことやと思いますので、それは撤回していただきたいというふうに思います。

それで、私たちが何を問題にしているかということ、泉北環境に忠岡町のごみを焼いても、それはどうなんやということをおっしゃいましたが、私たちが問題にしているのは、今回、一般家庭ごみを焼く施設ではないんですね。産業廃棄物を近畿圏、取りあえずは近畿圏になっておりますけど、集めて焼く施設を建てると。それが問題であるというふうに思っております。

で、まず住民説明会の中で、11か所していただきました。その住民に説明のときは200トン、1日200トン焼く炉ということで説明していただいたんですけども、今回この企画提案書では処理能力220トン。20トン増えています。昨日の特別委員会で少し余剰能力というんですか、それを見ているんだという説明でありましたけれども、この20トン増えた、その理由をもう一度お願いしたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

当初からサウンディング調査なんかで聞き取りしてきたこと、また他市の事例を見てきた中で、200トン燃やしていくということの話で今まで進んできました。この提案書を受け取る時にいろいろな、ちょっと説明もあつたんですが、200トン燃やすためには、機械のキャパとしては少し大きい220トンでない200トン燃やすことはできないということの理由でございます。

機械のキャパを200トンにしますと、恐らくは180トン前後しか焼却できないということになりますので、これは機械の余剰能力の問題でありまして、実際燃やすごみは当初から200トンであるということの内容に変わりはありません。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

200トン、当初の200トンから20トン増えたということで、数量的に見るとわずかなというふうには思いますが、20トンというのは忠岡町の今焼いている一般家庭ごみの1日のトン数であります。で、キャパを見てということではありますけれども、やはりこれ民間の施設なんでね、ごみをたくさん集めて燃やせば燃やすほど利益が上がると

いうことでもありますので、これ、住民に説明していた200トンが220トンになったと、なっているということについては、説明と違うというふうに思います。多分住民の方も「あらっ、200トンといたら220トンかい」って思うと思うんですね。その点について、やっぱりこれは説明と、この企画提案書の中の提案とは違うと、その点についてはどう責任といたしますか、どういうふうに思っていらっしゃいますか。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

燃やすごみの量は200トンということには変わりはありませんので、そこに責任というのは存在しないと思います。220トン炉だから220トン燃やせるということではないというふうに説明を聞いておりますので、我々は当初から200トンの廃棄物を燃やして、それに係る計画を今まで進めてきたわけですから、その内容に何ら変わりはありません。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

選定委員会が開かれて、資料で頂いております。それで、事業者選定委員会による審査で提案審査、これが100点満点で73.2点ということで、低いというふうには感じております。委員の方、5人入っていらっしゃるんですけども、この低い要素、なぜ低かったかと、そういうところをちょっとお伺いしたいんですけど。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうの提案の審査基準表に基づきまして、各審査員がそれに対して与えられた得点を付したものでございまして、この点数が低い高いというのは評価しておりません。

73.2点が評価委員さんの妥当な評価だったと考えております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

担当課はこれが妥当だということでもありますけれども、高校の試験でしたら赤点をクリアできるぐらいの点かなというふうに思うんです。で、その選定委員会の中で出された意見ですね。そういったところを私は聞きたいというふうに思っているんですけど、それはいかがですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先日の特別委員会でもお答えさせていただいたんですけど、ご意見等は頂いておりません。この評価基準に基づきまして選定委員会が、選定委員の委員さんがおのおので適正な評価をしていただいたということの結果が残っております。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

意見は聞いていないということでありました。今、こういったご時世、コロナのご時世ですからZoomでやられたというふうに聞いております。その中で、20分は取っていらっしゃった質問ですね。質疑というか質問ですね。そういったところはこういった質問がありましたか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

選定委員会のZoom、見ていただきまして、選定委員会から、委員さんの皆さんからそのような大きな質問というのはございませんでした。きっちり提案書に基づきまして説明を聞いていただきまして、それに対しての質問等はあまりございませんでした。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

質問はなかったというところでありましてけれども、点数は低いと。で、昨日の特別委員会の中で、やはり低く出したのは忠岡町に携わっている方、委員さんね。そういった方が低い点数であったというふうには聞いております。

それを返すと、私も審議会には入っておったことがあったんですけども、やはり地元住民の方、代表の方は、今後忠岡町は広域でいってほしいと。その当時でケース3、3つ出されたこともありましたけども、そんな中でやはり広域でいってほしいと、そういった意見が多かったというふうに思います。ですので、やはりそういった思いで考えますと、この点数が低いと、それが反映されているのではないかなというふうに思いますけど、いかがですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

地元選出の選定委員さんの中にはおられました。今、委員お示しのとおり公民連携と、それと広域ですよ。それと、そっち側のほうにいきたいとかというような、そのような感情的な考えというのはなかったと感じております。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと補足で。今回のこの選定委員会というのは、この公民連携事業の事業者を選定するための委員会でございます。本町が公募、募集の要項を出しまして、その内容に沿ってどれだけの提案がなされているかということに対して採点をしていくということでございますので、そもそもその公民連携事業がいいのか悪いのかとか、そういった関係はそもそも存在しないんですね。そうしたところで評価がなされておりますので、ご理解を頂ければと思います。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

広域に行くということは関係なしで、この企画提案書の点数をつけたということであり  
ますけど、やはり人間ですからね、私がこの選定委員に入っていたとしたら、もちろん点  
数はつけなければいけないので、つけますよ。でも、やはりもともとは忠岡町は広域で行  
くと言ってたんじゃないかなと。その思いがなかったら、これ100点についてもええわけ  
ですよ。だから、何でこれが低いかということ。いや、これで十分やとお考えになってお  
られるけども、100点満点で73点というのは低いのではないかなというふうに思いま  
す。いかがですか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これはいろいろ、委員の皆様の属しておられる、専門家の方もおられますし弁護士の方  
もおられますし、その方個々がこの提案を見て個々に評価をしたということでございます  
ので、その委員の評価を集計した結果がこうであったということでございます。それが選  
定するラインを超えていたので選定をされたということでもありますので、それだけの認識  
でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ちょっと私と忠岡町の担当課の認識が違うということは分かりました。で、この産廃施  
設、産業廃棄物を焼く施設が来るということで、いろいろ昨日も質問しましたが、大阪  
湾内のプラスチック類等の漂着ごみですね。こういったのも積極的に受け入れるという  
ところと、あと災害時ですね。災害時、たくさんのごみ出ます。一応近畿圏内というこ  
とで、大阪府、京都府、兵庫県、奈良、和歌山、滋賀と、2府4県のエリアにおいてと  
いうのは書かれておるんですけども、産業廃棄物というのはどういったごみが入ってい  
るのか。化学薬品がついたごみもありますでしょうし、いろんな液体の入ったごみ、そ  
ういったものが災害のときはばさっと来るわけです。そこできっちりと分別ができるの  
か、もうそんなん、どこもかしこもごみの山ですから、ばさっと焼いてしまうんじや  
ないかなというふうに思います。その点はいかがですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

災害が起きた場合なんですけども、こちらのほうの提案にお示ししているとおり産業系廃棄物のほうの搬入をできるだけ抑えた形で、忠岡町から出る、いわゆる災害に生じた場合の一般廃棄物になるんですけど、その受入れを重視して行うという提案がございました。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

災害のときに受け入れるごみがたくさん来るときは、産業廃棄物のごみは止めるということでもありますけども、その災害のごみの中にいろんなものが混ざっていると。もちろんやっぱり企業、いろんな小さい工場とか、そういったところも災害が出たら、いろんなごみが出てくるわけです。その分別、やっぱりそこはいろんな化学薬品がついてるごみもありますでしょうし、それはどういうふうにお考えですか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

昨日も同じ質問があったかと思うんですけども、この焼却炉というのは集めてきたごみをがさっと入れて焼けるわけではございませんでして、基本的には。昨日も言いましたけども、和泉の大栄環境のリサイクルセンターへ行きますと、廃材を持ってきたら重機で種類別に分けまして、可燃物であったりとか不燃物であったりとか、木材、プラスチック、その辺りを分けまして、ラインで手選別なんかも行いまして、で、燃やせるものを限定して炉の中に入れていくといった作業があります。

これは災害廃棄物も同じことございまして、恐らくは忠岡町内で起きた、もし災害が発生した場合、仮置場のようなところに大きな種類別に分けまして、さらにそれを選別する建屋がございまして、そこで機械、また人の手で個別にですね、炉の中に投入できるものを選別をしながら、それを破碎して燃焼していくということ、これは同じ過程であると思いますので、何でもかんでもピットの中に入れて燃やすということはないと。それは機械的にもちょっと無理かなというふうに思います。

以上です。

委員（河野隆子議員）



委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

忠岡町でも、約4年ぐらいになるのかな、台風21号のときに非常に災害ごみが出た。クリーンセンターの駐車場のところに山積みになっていた。そういったことも私たちは目にしています。

今回は、この新施設は忠岡町の30トン炉ではなくて、この規格提案書では220トンの炉でありますから、ありますし、そしてこの2府4県からのいろんなごみが来るというふうに思っているんですね。そこで、災害のときにそんな分別がちゃんとできるのかというところも非常に不安要素になっています。どうですか、できますか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そもそもこのストーカー炉自身が、大きな、ある程度の数十センチぐらいの木の固まりとか、そういったものは燃やせますけども、大きな、トラックに混載したようなものを、ピットに入れたやつを燃やすことはできないです、基本的に。だから、そもそも破碎選別をしたものが、ピットの中に入れて、それが焼却されていくということになりますので、幾ら災害でごみが多いからといって、それがそのまま、いろんなものが混ざった状態で燃やされていくということは機械的にもないのかなというふうに思っております。

委員（河野隆子議員）

続けてよろしいですか。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

26ページのところで13品目の、受け入れる廃棄物の種類ですね。それが書かれているわけなんですけど、その中で昨日も問題になった汚泥とか、あと廃プラスチック類ですね。合成ゴムを含むということも書かれていて、このことについては古タイヤなんかは協議できてないという答えがあったというふうに思います。その中で、忠岡町に認めていただいたものを受け入れるということであって、ここの認めるというところで忠岡町、「これは駄目ですよ」と、ここに書かれてるけど、「これは駄目ですよ」という意思是きっちりせなあかんというふうに思うんですね。この13目、書かれていますけれども、これ以上品目が増えるということはないんですか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そこも含めてまだ提案を頂いただけで、ちょっとこの議会の議決もあるということで、先方と打合せが何もできてないんですね。だから、その中でちょっと今これを全てお答えできるというのはちょっと難しいんですね。これはその協議が進みましたら、必要な場面でまた説明、また情報提供させていただきますので、その点につきましてはよろしく願いしたいと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

非常にこの企画提案書で、今回ね、この委員会は何を決めるかという、この地域エネルギーセンター等整備運営事業、公民連携協定の締結、契約について採決する委員会であります。そういった中で不透明なところがまだたくさんあると。そういったところで私たちは、中身が分かっていないのにこれを採決するのかと、白紙委任になるのではないかというふうに思うんです。

この中でプラスチック類も含まれています。ご存じかもしれませんが、非常に今問題になっている東京の杉並病とか寝屋川病ですね。これが今、寝屋川病なんかは広範囲で、枚方とか四條畷とか交野、そういったところの住民が今訴訟していると。それはどういったことかという、廃プラ工場ですね。その廃プラ工場が焼くプラスチック、その中で健康被害が起きているということで、やっぱり咳や手足のだるさや関節痛ですね。それとシックハウス症候群と。

当初は大丈夫だというふうに思われていても、いろんなプラスチックなんかを焼く上で、化学物質があっちこっち引ついたり、どれだけ人に健康被害を与えるか。それは1年や2年じゃなくて数十年後に影響が出ると。なかなかその原因がつかめないと、そういったことが事例であるということです。ですので、やはり産業廃棄物というのはそういった住民の健康被害、それから大気汚染、いろんな不安要素があるので、これは忠岡町が進めるべきではないというふうに思います。

ですので、やっぱりこの13品目、書かれているけども、ただ、これを進める立場ではありませんよ。ないですが、「貴町に認めていただいたもの」って書いてありますので、意思是っきりと忠岡町は「これは駄目」というところで、きっちりしてもらいたいというふうに思いますけど。全て聞くと、やっぱり今後協議するということであって、中身がやっぱり分からないということがはっきりしてきたのではないかというふうに思います。

で、協議する上で忠岡町は、民間業者がこういうふうに言っているけども、忠岡町はこ

れは認めませんと、そこら辺はどういう意思をきっちりしてもらえるんでしょうかというところをお答えいただきたい。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

一般廃棄物と同様性状のものは受け入れをしますし、内容の不明なもの、公害が発生しそうなもの、そういったものは受け入れしないということでございます。

委員（河野隆子議員）

一旦終わります。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません、そしたら続けます。

今回のこの仮称ですね。地域エネルギーセンターというて、名前は非常に、ちょっと産廃を焼く施設ではなくてイメージ的にはいいように聞こえるんですけど、このエネルギーセンターというんですから、やはり電力を生み出すということで、「地域エネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給することが望まれるとされている」と書かれているんですけど、昨日是枝議員の質問でもありましたけど、この売電ね。表を見ると役場や小・中学校とか、地元企業とかね。そういったところが書かれているんですけども、どういったように電気をつくって売電をするのか、そこら辺も全く不透明なんですか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

昨日もちょっと答弁させていただいたこともあるんですけども、新電力会社は、当初この事業スキームの中で新電力会社というものがあまして、そこを活用して地域に電力を供給していくというところの発想もあったわけなんですけども、昨今、新電力会社が化石燃料の高騰によりましてちょっといろいろと経営が苦しくなったりとかいう状況もございまして、今現在どのようにしていくかというところは、ちょっとまだ考えに至っていないところではございます。

直接、例えば地域にそうした電力を使う企業がありましたら、直接送るという手法もございまして、電力会社の送電線を使って電力を送るという手法もございまして。そのとこ

ろは地域貢献も踏まえて考えながら進めていきたいというふうに思っております。

その中でも、昨日も言いましたけども、化石燃料を使わない電力が100%、そのうちの半分以上は再生可能エネルギーというふうに位置づけられますので、できたら公共施設で使っていけたらいいなというふうには、今思っているところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今、世界の中で地球温暖化をストップさせようというところで、CO<sub>2</sub>の削減ということで、やっぱりCO<sub>2</sub>は出さないと、その流れになっていますね。で、私が一般質問したときも、これはエネルギーに変えるんだからCO<sub>2</sub>は出ないというお考えであったというふうに思うんですけど、それはそうでしたかね。ちょっと確認ですけど。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

実際、CO<sub>2</sub>は出るんですけども、考え方としましてバイオマス系の廃棄物ですね。それは、その成長する過程でCO<sub>2</sub>を吸収しているという考え方がありまして、その差し引きでCO<sub>2</sub>の削減ができてるといふ考え方なんです。そうした意味で、CO<sub>2</sub>は実際出てるんですけども、削減をされているという理屈はそういう形になります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ですから、CO<sub>2</sub>が出ないということではないということですね。

で、やっぱりこのエネルギーセンターと銘打ってるわけなんですけれども、その事業内容がよく分からない。本当に電気をつくって、売電って書いてますけどね。どこへどういうふうに売っていくのかと。全くそこは分からないけど、本当に電気をつくる、それで売るといふことではありますが、そこにこう書かれてありますけど、本当にできるのかなという、電気ね。ほんまにちょっととか。どうですか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これは本件にかかわらず、公共が行う廃棄物処理施設も組合が行われているやつも同じですけれども、基本的に電力を生み出すということはもう責務になっております。ごみは減量する、そして燃やさざるを得ない廃棄物に関しては、できるだけエネルギーを回収しなさいというのが国の方針でございまして、それに沿った施設をつくっていくということになりますので、今回のこの施設についてもそれは最大限努力をしていくということになるかと思えます。生み出される電力もそこその電力になるとは思えますので、わずかな電力ということは基本的にはないのかなと思っています。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

電力を生み出すわけですから、ごみもたくさん焼かないと電力が生まれませんよね。逆に考えますとね。で、忠岡町としては、ごみはもちろん減量化していくと。それは行政の責任だというふうには思いますけれども、電力を生み出すにはやはりごみが必要になってくるというところで、あちこちからごみを集めて、やっぱり1日200トン、2000トンを焼くと思いますよ。民間がやっぱりもうけを出さなアカンので。

ということで、一番心配されるのは、そのあちこちから集めてきたごみですね。その監視というか、どういったごみが焼かれているのかということに、忠岡町がどれだけ入っていけるのかということが非常に心配されるわけなんですけど、その監視についてはいかがでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

どのような監視をするということなんですけども、これからモニタリング体制の構築を行っていきます。それと、先日もちょっとお伝えさせていただいたんですけども、搬入ごみの選別とかそういうのがどういうふうになってるのかということに関しましても、職員のほうで常駐するかということはまだ分かりませんが、その辺のところでは監視を強化していきたいと考えております。

以上でございまして。

委員（河野隆子議員）

続けてよろしいですか、委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

忠岡町が長期包括をしていたときはモニタリング委員会というのがありました。年に2回ぐらいやられてたのかな。で、今回のこのモニタリング体制でありますけど、これはどういった方が入るんですか、メンバーとして。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

まだそのモニタリングというのは提案を受けた段階なんで、メンバーについてはまだ定まっておられません。ただし、そのモニタリングの中には忠岡町も積極的に入っていくのは、これは間違いないと思います。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

メンバーが定まってないということで、もちろん忠岡町も入るけど、住民代表は入りますか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

その辺のところはまだ決まっておられません。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうですね。まだまだこの基本協定、今基本協定のところでは中身が分からないことが

たくさんあると。モニタリングもどういったメンバーが入るのかということも分からない。で、もちろん建物は民間が建てますから、土地は忠岡町の土地でありますけれども、上の建物は民間ということで、忠岡町がその民間の建物、民間が焼く施設ですね。そこにどんだけの関与ができるのかというところがあるというふうに思います。

で、今の現在のクリーンセンターでありましたら、民間に運転管理はしていただいていますけれども、忠岡町の建物であって、忠岡町がいろいろ関与ができるというところでもありますけど、今回、この公民連携ですね、この建物が建ったときに事業主体は、これ何遍も聞いていますけど、確認です。事業主体はどこでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

S P Cでございます。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

S P C、特定目的会社というところにあります。なので、忠岡町が事業主体ではないというところで、やはり家庭から出る一般廃棄物ですね。これはやっぱり自治体の責任として忠岡町が焼くと、それは当たり前のことなんですが、今回このような公民連携の建物が建ったとしたら、S P Cが事業主体ということで、忠岡町が事業主体ではないというところは分かりました。

一旦終わります。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、環境基準についてちょっとお伺いしたいと思います。企画提案書の23ページなんですけども、こちらの6項目ですかね。6項目を監視規定するというので、こ

れに対して国の基準を設けるのと、それプラスして、大阪府の環境影響評価条例の手続を通じて上乘せする基準値を設定いたしますということで、提案されてきました。実際この住民説明会の中でも、ダイオキシン類に関しては国が定めている基準よりも厳しい基準を設けるという説明は、たしかされてたと思うんです。その他の品目、ばいじんとかSOx、NOx、水銀、一酸化炭素、こちらについてはどのような基準を忠岡町は設けていくように、その企業体に言っていくのかというのは何かありますでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ダイオキシン類以外につきましては、ちょっと今後の協議かなというふうに思っております。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ダイオキシンはさすがに、今新しい炉になっているのでなかなか出にくいというところは、いろいろ調べていたらあるんですけども、ほかの、ここに書いている5品目、5品目だけでなく実際物を焼いたらいろんなもの出てくると思います。それがいろんな形でアレルギーになったり、そこはまだ不明な点も多いところも確かにあります。でも、先ほども言ったとおり、特にぜんそくとかというのはやっぱり体の弱い方が特にかかりやすいところではあります。そういった対応というのはやっぱり焼却炉の出るガスだけではなくて、そこに搬入されてくる車に対しても当然、関係住民、通行する住民のところの健康被害というのも当然そこは考えていかないといけないところではあるんですけども、今回、その規制を設けるに当たって、当然このダイオキシン類以外の5項目に関しては、先ほどもこれから協議するという事だったんですけども、焼却炉以外の搬入の車に対する規制を何らか設けるとか、そういったことも今後の協議になったりするんですか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

車に関する規制は国が行っておりますので、国と大阪府が行っておりますので、上乘せする予定はございません。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。



委員（二家本英生議員）

搬入者に関しては忠岡町が責任を持たない、持つというか持たないというか、焼却炉に関しては関係ないということだと思えますけれども、でも、やっぱり近隣の住民からすると車が増えてくる。当然それ、全部が全部水素ガスとかだったら、そういう窒素酸化物なんか出ないんですけど、やっぱりそういった搬入車って、ほとんどがディーゼル車なりガソリン車なり多いので、やっぱり何らかの窒素酸化物の量というのは当然、搬入経路の近隣に住んでいる方についてはやっぱり量は増えてくるのは、そこは間違いはないですよ。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的に車両系の問題につきましては、環境影響調査によりまして、施設からの距離数とかに応じて複数の測定ポイントを設けまして事前測定、また施設が稼動した後の事後測定、こうしたものが義務づけられております。そこでの環境影響の調査によりまして何かしらそういう不具合があれば、上位機関であるところから、大阪府から指導があると、そんな仕組みになっております。

それと、ダイオキシン以外のっておっしゃられましたけども、我々も専門家に話は聞いてまいりましたけど、そもそも国の環境基準というのは大丈夫なところで範囲、設定されてることなんですね。ですから、国の環境基準でいくのは、そしたらそれが健康被害なのかと言われたら、それを言われたらどうしようもないとおっしゃられていました。国の基準というのは今そういうことで設定されておりますので、各自治体において上乗せをされてるのは、いや、それよりももっと厳しい基準で我々はやっていくんだということの意思の表れでございまして、基本的には国の基準を守っていくということがベースになるかと思えます。そこは1点、ご理解いただきたいと思えます。

それとまた、大阪府では大気汚染防止法に基づきまして定点管理をやっておられます。排気ガスから出る成分なんかも監視をされていまして、その数値が増えたり減ったりとかいうところの監視をされながら環境行政をやっておられます。そうした情報も大阪府のホームページに多く出ておりますので、そここのところもまた一度ご確認いただいたらなというふうに思います。

以上です。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

やっぱりどうしてもその国基準、健康に被害が出ないから国基準で定めているって、それは当然なんです。ただ、その国基準というのがどこを基準にしているかです。健康な大人を基準にしているのか、それとも体の弱い障がい者なり高齢者の方、乳幼児、そういった方に対する基準、私もそこまで細かい基準を調べてはないですけども、そういったところにその方たちが、それから健康被害が出ないような形というのをきちんとつくっていかないといけないと思うんです。

そうなってくると、今国の基準でずっと進めていっている。ただし、ぜんそくの方というのはなかなか減っていかないというのが実際ある問題なんで、そこは忠岡町が皆さん、忠岡町の住民を守るためにもうちょっと何らかの、この国の基準ではなくて、もう1段階、そういったことで厳しい基準を設けるとか、そういったことで住民に対する安心感を得るとかそういった、それを事業者に求める、そういうことも必要ではないかと思うんですけども、そういった点はどうでしょうか。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ダイオキシンに関しましては、いろんな施設が目標値、また規制値を独自に設けてやっておられますので、それにちょっと倣ってやっていくのかなという気はいたしますけども、その他の項目につきましてはちょっと今後の協議かなというふうに思っております。そもそも環境基準ぎりぎりでも運転するなんてことも考えてはないでしょうし、この提案の中でも、運転基準であったりとか要監視基準、停止基準、このそれぞれの状況に応じて対応マニュアル的なことも書かれておられます。こうしたところで適切に運営されるというところを我々もチェックをしていきたいというふうに思っておりますし、そのように努めていただきたいというふうに思っているところでございます。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

この分に関しても幾ら言ってもなかなかやってくれなさそうなんで、やっぱりでも忠岡町としては住民を守っていかないといけないというのがあると思いますので、そういったところにも注意していただきたいと思っています。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

この公民連携でいくという話は、昨年8月から説明を徐々に聞いてきたわけなんです。議会の中はね。そこで、やはり住民が全く知らないところで決めてはいけないということで、住民説明会も11か所していただきました。その中でいろんな意見が出たというのは担当課もご存じだというふうに思うんですけど、やはり不安要素が多いということで、まだ時期尚早ではないかと。もっと中身が知りたい、分からない、ほとんど分かりません。分からないというところで、住民説明会は一回りして終わったという経緯がありました。

やはり非常にこれは、8月に説明を聞いて、もうこの1月、半年もたっていないのに、もうこの協定を結ぶということでありまして、中身もやはり実施協定に入っていないと分からないところがいっぱいあるというふうに思うんですね。しかし、16日の本会議で議決の条例が決まったというところであって、この基本協定は議決はするけれども、後々のいろんな協定に関してはもう議決案件ではないというふうに説明、聞いてます。

もちろんそれによる補正予算であったりとか、いろんなお金を出すことが出てきたら、それはそれで議会の中にかけていくというふうには思っているんですけども、結局、住民の方が中身が分からないと、いまだにこの公民連携で産業廃棄物を焼く施設が来るというのは耳にはしているけども、どこに建つかも分からないと、知らない、そういった住民の方も多いです。ですので、全く住民合意が得られてないところで、この議会でこの公民連携協定の契約を結ぶ、中身も分からない。そんな中で私たちが本当に決めていいのかというところで、やっぱり時期尚早であるというふうに思います。忠岡町としては、説明会をされましたよ。されましたけれども、住民の方はそれで分かっているというふうに感じていらっしゃるのでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

住民の皆様の理解が得られたかというようなことになるとは思うんですけども、公民連携事業に関する情報公開、また住民説明会、また議会に対して様々な場面で情報を適切に公表してまいりました。質疑等に対しても真摯に向き合い対応してまいりました。今後も

このような形で、その場面場面に応じて説明等はやっていきたいと思っています。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

場面場面で説明はされるということでもありますけども、それはもう事後報告であって、これはこう決まりましたよというところで住民に説明をすると、そうではないんですよ。やっぱり住民の声を聞くというのは、計画をゴーする前に住民がどんなふうに考えているのか、そういった意見を拾うということが本来の行政の仕事だというふうに思います。ですので、この説明会もね、説明会ではなくてやっぱり対話集会というか、本当はこれ何年もかけてすることだというふうに思うんですよ。私は進める立場ではありませんけれども、対話集会でなくて時間も取られたということですけど、やっぱり時間は切られたということで、全て言えなかったという住民の方もいらっしゃったというふうに思います。ですので、これが住民の合意を得たというふうに考えていらっしゃるとしたら、それはそうでないというふうに思います。住民合意を得るというのはどういったことなのかというのは、行政としてどういうふうにお考えですか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

住民の皆様へ情報を発信してご理解をいただくという努力は、当然ながら我々は持っているわけでございます。この住民合意につきまして、我々が携わっている地方自治は住民の意思に基づいて行われるものであるというのは間違いがないんですけども、この団体意思の決定についてというのは、いろいろとルールが決められているわけでありまして、この理事者側の提案に対して議会で審議をしていただいて、内容を審査した上、議決をしていくといったことが団体意思の決定だと思うんですね。その過程においていろいろと住民の皆様へ情報を提供していくということも我々の責務であります。

また、こうした計画をつくって推進していく中では、その計画ですね、基本的な考え方を整理する基本計画をつくっていくということが一般的であります。オーソライズプロセスというんですけども、令和3年度に基本構想をつくりました。これは後の廃棄物処理の方針を考えるために起こしたことなんですけども、そこには河野委員も参加していらっしゃったと思います。ですから、皆様より少し早くこの情報は耳にされていたというふうには思います。

そして、そうして作り上げられてきた計画というのは、審議会で諮られたりとか、計

画内容をパブリックコメントを行いまして、住民の皆様のご意見を伺う場面もつくる。その計画ができれば、インターネットしかありません。インターネットか本町の情報コーナーしかありませんけども、そこで住民の皆様にご情報開示をしていくということなんですね。本年も基本計画を通じて、審議会でもこの問題についても情報提供、またご意見を伺う場面もつくってまいりました。

そうした中で、今回の議会のこの議案につながってきたというふうに考えておりますので、いきなりこの公民連携の議案をちょっと決めてくださいと言ったわけではなくて、一応手順は踏ませていただいているというところがございますので、そのこのご理解はぜひともしていただきたいところではございます。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

いろいろな手順を踏んできたということでもありますけれども、今回のこの議案というのは今までずっと、この十四、五年前から忠岡町は広域でいくんだという方向で、議会の中でもそういったことが総意されていたというふうに思っています。ですね。長期包括がありましたけれども、その後は広域化でいくんだということが議会全体の考えでありましたし、その当時は杉原町長も議員でありましたので、そういったこともおっしゃっておいりました。

それは、方向転換はいろんなところの場面であるのはあるでしょうけれども、このような大きな方向転換ですね。これについては議員の、この採決するとしたら議長を除いて11名ですけども、その中で本当に決めていいのか。私は住民の方に「こんなん、決めました」なんて、とてもよう言いません。なので、やはり住民合意を得るとというのが一番行政としての責務だというふうに思うんです。

ですので、手順を踏んで、「踏んだ」とおっしゃいますけど、やはり情報の開示、広報ただおかでもやはり別刷りでこのことは住民に知らせるべきであつたらうというふうに思います。12月でも1月の広報でも、12月にちょっと載ってました。それはやはりQRコードかで見れという内容であって、お年寄りはとても見れません。ですので、やはりもっと住民の方に知らせると、それが全くできてない。説明会はされましたよ。されましたけど、参加はわずか300人ほどですやん。ですので、やはりこれは住民合意を得てないところで、議会の中で決めてしまうというのは問題であり、これはこんなに急ぐべきではないというふうに思うんです。住民合意が得られてなくても進められるんですか。それはどうですか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

重ねての答弁で申し訳ないんですけども、こうした事業の推進につきましては我々の提案に基づきましてご審議をしていっていただいて、ご意見を頂きながら決めていくというところが、この地方自治の一定ルールでございますので、そのところはご理解いただきたいというふうに思います。

委員（河野隆子議員）

分かりました。委員長、最後ですけど。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

地方自治のルールというても、やっぱり自治ですね。住民自治はどうなっているのかというところでありますよね。ですので、やっぱりこれを幾ら審議会で、去年の2月ぐらいから話は出ていたけど、それは提案であって、それで決めるということではありませんでした。今回もこれでゴーするという忠岡町の姿勢でありますけれども、住民合意は得てないというところで、これは大変問題だというふうに思います。ですので賛成できる内容ではないというふうに思います。

結局この企画提案書、出てきましたけれども、それまでもいろんな質問が昨年からありました。しかし、「中身が分からない」「相手先が決まっていらないから分からない」と、そういった答弁があったと。たくさんありました。この企画提案書が出てきてもやっぱりこれ基本協定ですね。だから、実施協定にまだ入っていないので、中身が分からない。どんなものを受け入れるか。それから電力はどうなるのか。災害ごみはどうなるのか。分からないだらけの企画提案書でありますので、こういったことで白紙委任をするつもりはございませんので、この議案に対しては賛成はできないというふうに思っております。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

いや、長期包括のときも議会の皆さんで決めていただきましたし、内容等々というのはいろいろ、いろんなところで場面が変わって、こんだけ穴が空いてるんですから、それ以上の悪いようにはしないように、我々担当課も一生懸命ですね、民間事業者と詰めながら話を前へ進めますので、いい悪いの判断は議員さんが決めてくれたらいいことですけども、我々としては内容の濃いものであり、なおかつ公民連携という国の方針にのっとり

て、住民のためにも、忠岡、本町のためにもよくする、今後未来永劫よくするための事業ですので、何も悪いように悪いようにっていうふうにする事業ではございませんので、その辺をよくお考え願ひまして、私は長期包括のときの決めるときよりも、住民説明会もして、段階を踏んで、しっかりと懇切丁寧にこの事業は進めていると感じておりますので、その辺どうぞご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（河野隆子議員）

最後です。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

もちろんこれをする過程で国の基準は守っていくと、それは当たり前のことだと思うんです。しかし、国の基準があっても、忠岡町でゼロから、ゼロのままですよ、ゼロのものが40、50といろいろな、産業廃棄物を焼く上で空気中にいろいろなものが流れてくると。ゼロからですよ。そういったことがあるということで心配しているんです。

国の基準があっても、先ほども言いました杉並病とか寝屋川病とか、まだまだどんな化学物質が解明されていないと、そういったことが数十年たってから住民に健康被害が出てくると、そういった不安要素がたくさんあるんですね。ですから、公民連携であって、一般廃棄物を焼く施設ならここまで言いませんけども、これは産業廃棄物も一緒に焼く混焼施設であるというところが問題だというふうに考えております。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、ちょっと根本的な話になってしまうんですけども、これ、忠岡町の町内でごみを焼かずにごみを処理するという方法というのは、検討されたことってなかったでしょうかね。例えば今回、新施設をつくるときに中継施設を設けますよね。中継施設を委託業者に、焼いてもらうということで、それであれば忠岡町のごみは処理、全部できるんじゃないでしょうか。わざわざ焼却施設を新浜の地先につくるのではなくて、忠岡町で集めたごみを民間委託で焼いてもらうと。そうすれば忠岡町のごみ自体は忠岡町内で焼くことはないと思うんですけども、そういったことは検討されたりはしたんでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この担当になりましてからいろんなことは検討いたしました。燃やさずにごみ処理する

手法も確かにごさいます。それが実現可能かというところも一応は検討はいたしました。なかなかこの地域では難しいなというところもあって、選択肢から外れたというところもごさいます。

それと、他の自治体にある施設に委託すればということがあるんですけども、これは一時的には可能でありますけど、未来永劫はできるものではごさいません。例えば建て替え期間であったりとか、そうした理由がある場合には受け入れていただけますけども、未来永劫そこで処理し続けるということは、これはできないということは聞いておりますので、今回の計画の提案に至ったということでごさいます。

以上です。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたらこの、今回、中継施設をつくって民間に焼いてもらう、それだけの事業というのは基本的にはよその自治体でもやられてないんですか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

聞くとおるところによりますと、基本的には建て替えの間であったりとか、近隣の自治体と一組をつくる検討中であったりとか、そうした理由があるというふうには聞いております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そういうのがもしできれば、焼却炉を建てる必要もないですし、土地を確保する必要もないので、一番予算的にも安上がりになるんじゃないか、勝手な推測ですけども、というのがあるんですけど、ちょっとそういったことも多分過去に提案、考えられたということなんですけども、それも1個あったかなと思ってちょっと質問させてもらいました。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

答弁はよろしいですか。

他に、ご質疑ごさいますでしょうか。

（な し）



委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ、お昼の時間となっております。先ほどはちょっと二家本君のほうに確認をさせていただきましたら、討論の前にやはり少しお時間を頂きたいということでございますので、申し訳ございませんが、お昼にさせていただきたいと思います。

再開は、1時から再開させていただきます。よろしく願いいたします。

（「午前11時58分」休憩）

委員長（松井匡仁議員）

それでは、休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後0時58分」再開）

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

反対討論で。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結についての議案に対する反対討論を行います。

本議案は、産廃焼却施設を忠岡町との公民連携協定を締結することについて、議会の議決を求めるというものです。

企画提案書の内容について、5人で構成されている選定委員会の評価点については、最終評価170点満点で138.7点。そのうち、提案審査では100点満点のところ73.2点で、特に忠岡に関係する選定委員の評価が低かったということは、特別委員会の中で町の答弁がありました。それは、これまで忠岡町のごみ処理方針は広域でいく方針であったし、住民もその方向で進むと思っていた。それを大きく方針を変えた産廃施設誘致が良いと思っていない意思の表れではないかというふうに考えます。

この基本協定では、今後、協議していくということが多く、具体的なことは明らかになっておりません。それは、事業主体が民間業者であるからです。住民合意もなく、住民の知らないままに議会だけで決めてしまうということ。これからさらに中身が具体化されていく実施協定は議会の議決もされない。これでは、住民の声も議会の声も聞かない、届かないということであります。産廃施設を誘致し、大量の産業廃棄物を焼いて大気汚染、そのことによって住民にどんな健康被害が出るか分かりません。

昨年8月24日に議会に説明があり、この1月の臨時議会で協定の締結を採決するというのは、あまりにも急ぎ過ぎであります。中身が分からない、明らかにならないままの契約であり、議会を冒瀆するものであります。

住民の環境を守る厳しい基準を設けたら、実施主体の民間業者は利益が減ります。環境を重視しません。住民と民間業者は利害関係にあると言えます。そこに忠岡町に主体性がなければ、住民の環境を守れる保証があるのでしょうか。また、近隣の住民からも不安の声が届いています。忠岡町だけの問題ではありません。

住民合意も全く得ていない、今までごみ処理は広域でいくというのが町と議会の総意であったのにもかかわらず、公民連携でいくという方針、この大きな方針転換をし、産廃施設を誘致する計画を進めるなら、住民の声も聞かず、このような計画をしようとしているのは、住民投票にも値する案件であると思います。

よって、この議案には反対をいたします。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

次に、賛成討論ございますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結について、意見を申し上げます。

これまでの審議の結果、業者が決まらなると分からないという不確定なところもありますが、現在の方式よりも、何よりも住民負担が軽減され、町においても土地の借地料、新施設の償却資産税を含む固定資産税、法人税の収入、産業系循環型資源廃棄物の受入れ処理分担金が見込めます。環境問題については、国の基準を満たした上で、大阪府環境影響評価条例に基づき上乘せする基準値を設定すると提案されていることから、本議案に賛成をいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

次に、反対討論ございますでしょうか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

議案第2号、（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結について、この条例案に反対の立場で討論を行います。

住民負担の軽減、収入があるということでしたが、やはり行政が守るべきことは住民の環境であります。国の基準があるからといって、それが住民の環境を守るという約束にはなりません。行政がきちんとした住民の環境を守っていくことこそが、行政の役割だと思います。よって、まだまだこの議案については、タイトなスケジュールもあり、まだまだ住民の中で議論ができないことも多い中でもあります。そして、何よりも住民の合意を得ていない、その1点に関しては、これだけでも反対の意見になります。

よって、私はこの議案については反対いたします。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

次に、賛成討論ございますでしょうか。和田委員。

委員（和田善臣議員）

それでは、呈祥・維新の会の考えを述べます、賛成の討論でございます。

本件については、言うまでもなく期間が非常に長期であることから、将来にわたり町民に対しても大きな影響があること、また、町行財政にとっても非常に重要な案件と考えております。また、令和4年8月に理事者から広域に参加するという従来の考えから公民連携方針に切り替える旨の申出があり、同時に議会に対して説明会を持ちたいとの申出がありました。しかし、当時の説明だけでは、審査するに十分な情報や知識を得たとは言い難いものでした。それを受け、議長を除く議員全員を対象にしたごみ処理施設調査委員会特別委員会を立ち上げ、調査研究をしてきたところです。

また、住民の合意形成を図る意味から、町内10か所で住民説明会も実施しましたが、公民連携の案に反対の立場の質問が多数を占めていたと感じています。今考えるに、住民説明会の参加者は、この施設は従来の1日当たり家庭ごみ20トンに加え、町外から産業廃棄物180トンを持ち込み焼却するという迷惑施設であるとの総論的な反対意見に終始していたと感じています。

しかし、平成10年代後半に国策としてダイオキシン対策を講じたため、産業廃棄物を焼却すれば発生するというダイオキシン、正しくはダイオキシン類ですけれども、二百数種類あると聞いていますが、全国的に見ても大気中も水質的にもその量は大きく減ってきております。法定基準のそれをはるかに下回っている数字が発表されています。唯一公共水路などの底、いわゆる泥の部分で基準を上回った数字が見受けられます。これは昔、化学肥料を多量に使用していた際に、肥料中に含まれたダイオキシンが流出し、公共水路の土の底などに残留したものと考えられています。

今回応札したSPCの会社の実績は十分であり、ダイオキシン類の排出は考え難いものがあります。また、これは私見ではありますが、交通アセスメントも、町外から持ち込まれる車両も、町内の道路を走行するのは心配するほど多くはないと考えられます。

以上のことから、大気汚染、車両の増加、それに伴う健康被害などを心配しての反対意見が多数ありましたが、少しナーバスに捉まえ過ぎているのではと思考するところです。もとより町単独での運営は財政的に見ても考え難く、また当初、町当局が目指していた広域事業への参画については、2年余り前に当該施設を私ども維新・呈祥会で視察しました。施設の職員の説明を受け、その後、施設を見学する過程で、施設内の状況、これは異常に高く分厚い鉄製の塀がありました。また、完全な防音がなされたシャッターの設置も一部で見られました。また、周囲の環境、住民に対する説明、交通アセス、加えて当該施設の老朽化も見られ、これらを考慮すると、当町が現状の場所での参画にはハードルが高過ぎると、その場で強く感じました。以来、今日まで非常に苦しい思いもありましたが、本広域での事業は非常に困難であると考えてきたところです。

以上のことから、今回、町当局から示された案は、本町の脆弱な財政面から見ても、大気汚染による健康被害も考え難く、今回提案されている公民連携方式がベストとは言わないまでもベターであると結論づけたいと思います。

以上、本案件に賛成討論といたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

他に、討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決を行います。議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（松井匡仁議員）

起立多数です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案1件について議了しました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、1月20日に行われる本会議において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

以上で、総務事業常任委員会を閉じます。

閉会に当たり、杉原町長よりご挨拶を頂きます。杉原町長。

町長（杉原健士町長）

長時間にわたり慎重にご審議いただきまして、誠にありがとうございます。そしてまた、賛成多数でご可決いただきまして、誠にありがとうございます。今日頂きましたいろいろな意見、また賛成の方の意見、また反対の方のいろいろな意見を心に命じながら、すっきりとした形で前へ前へ進めてまいりたいと思いますので、どうかご協力のほどお願いいたします。また、本会議にもご賛同願いますよう重ねてお願いいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうも本日はありがとうございました。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

以上で、総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日はご苦勞様でございました。

（「午後1時12分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年1月18日

総務事業常任委員会委員長 松 井 匡 仁

総務事業常任委員会委員 今奈良 幸 子